

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／  
研究開発項目①：ポスト5G情報通信システムの開発」  
に係る公募要領

**【ご注意】**

本事業への申請は、NEDO への提案書類の提出に加え、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。

e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。

2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

**【修正履歴】**

2020年5月11日

新型コロナウイルスの影響を鑑み、5 ページ「5. 応募方法」に定めるプレゼン動画は音声データのみも可能とします。

2020年4月15日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T推進部

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」  
研究開発項目①：ポスト5G情報通信システムの開発  
に係る公募について

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」プロジェクトを実施する予定です。そのうち、研究開発項目①として、「ポスト5G情報通信システムの開発」に取り組む予定です。詳細は、経済産業省が定める研究開発計画（令和2年4月13日）（経済産業省 [Website](#) を参照）をご参照ください。

研究開発項目①への参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

## 1. 件名

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業  
研究開発項目①：ポスト5G情報通信システムの開発

## 2. 事業概要

### (1) 背景・目的

第4世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第5世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まりつつあるが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（以下、「ポスト5G」）は、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されます。

本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システム（以下、「ポスト5G情報通信システム」）の中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指します。

具体的には、ポスト5G情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術を開発する（研究開発項目①）とともに、ポスト5Gで必要となる先端的な半導体を将来的に国内で製造できる技術を確保するため、先端半導体の製造技術の開発に取り組みます（研究開発項目②）。

### (2) 内容

本事業では、研究開発計画に記載された研究開発を行います。

本公募では、研究開発計画における研究開発項目①「ポスト5G情報通信システムの開発（委託）」における以下（a1）～（c5）を対象とします。ただし、提案の採択に当たり、先導研究として採択（条件付）とする場合があります。

- (a1) クラウド型コアの高度化技術の開発
- (a2) クラウド型ネットワーク統合管理・自動最適化技術の開発
- (b1) 光伝送システムの高速度化技術の開発
- (b2) 光伝送用DSPの高速度化技術の開発
- (b3) 微細化の進展に対応した高速不揮発性メモリ技術の開発
- (c1) 仮想化基地局制御部の高性能化技術の開発
- (c2) 基地局無線部の高性能化技術の開発

- (c3) 基地局装置間の相互接続性等の評価・検証技術の開発
- (c4) 高周波デバイスの高出力・小型化技術の開発
- (c5) 高温動作可能な光接続技術の開発

### (3) 研究開発期間

採択された提案の研究開発期間は、研究開発開始時点から原則3年（36か月）以内とし、当初締結する業務委託契約期間は21か月（※1.5年にステージゲート審査後の調整期間として3か月を加えたもの）以内とします。事業期間が2年以上となる場合は、ステージゲート審査を経て継続可否の判断を行う予定です。

なお、研究開発終了時点で実用化に向けた課題が残る場合であって、終了時継続評価（実施者の希望を踏まえて評価の実施有無を判断）の結果、必要性が認められた場合には、追加的に継続研究開発（原則3年以内。ただし、基金設置期間に限る。）を実施することとします。継続研究開発を希望する可能性がある場合は、公募に対する提案書に、想定される継続研究開発の内容、想定される追加的な実施者及び再委託先、想定される研究開発費を記載ください。

### (4) 成果最大化に向けた取組

研究開発計画に記載された成果最大化に向けた取組を実施します。本取組のうち、ユーザーのニーズ把握に必要な費用（国外ユーザーとの意見交換、サンプル提供、ユーザー評価に係る試作品製作等に係る費用 等）についても、提案時委託費に含めることが可能です。

### (5) 予算規模

提案1件当たりの提案時委託費（継続研究開発において想定される研究開発費は含まない）の上限は、原則として以下の通りとします。「システム技術開発」の開発テーマについては、研究開発計画に記載された変動率を導入するとともに、研究開発期間が1.5年（18か月）以下の場合を除き、研究開発開始からステージゲート審査後3か月までに計上可能な提案時委託費は、研究開発期間全体の8割を上限とします。

なお、提案の採択に当たり、提案から研究開発内容の変更、研究開発期間の変更、委託費の減額等を行った上で委託する場合があります。また、公募による実施者の採択後、必要に応じて、以下の予算規模に限らず、研究開発の進捗や成果、情勢変化を踏まえた最新の事業化見通しとこれに向けた取組状況、費用対効果等を踏まえ、各開発テーマの予算配分の増加・縮小を実施します。

詳細は、研究開発計画をご参照ください。

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| (a1) クラウド型コアの高度化技術の開発           | : 75億円×変動率 |
| (a2) クラウド型ネットワーク統合管理・自動最適化技術の開発 | : 75億円×変動率 |
| (b1) 光伝送システムの高速度化技術の開発          | : 75億円×変動率 |
| (b2) 光伝送用DSPの高速度化技術の開発          | : 100億円    |
| (b3) 微細化の進展に対応した高速不揮発性メモリ技術の開発  | : 20億円     |
| (c1) 仮想化基地局制御部の高性能化技術の開発        | : 40億円×変動率 |
| (c2) 基地局無線部の高性能化技術の開発           | : 75億円×変動率 |
| (c3) 基地局装置間の相互接続性等の評価・検証技術の開発   | : 75億円     |
| (c4) 高周波デバイスの高出力・小型化技術の開発       | : 25億円     |
| (c5) 高温動作可能な光接続技術の開発            | : 50億円     |

### 3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(8)までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業や研究機関等<sup>※1</sup>（以下、「企業等」）とします。但し、研究機関等による単独提案は不可とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 技術研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する技術研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (8) 本事業は、安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）（※2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）（※3）に属する企業等が、提案書の実施体制に含まれている場合は、本事業の対象外とする。

※1「研究機関等」とは

- ① 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関）
- ② 国又は公設の試験研究機関
- ③ 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

※2、※3 「輸出貿易管理令別表第3の2」「輸出貿易管理令別表第4」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

<<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>>

### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書15部（正1部、副14部）を作成し、以下の提出期限までに郵送にて御提出ください。提案書の持参、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：2020年4月15日（水）から2020年5月15日（金））

- (1) 提出期限： 2020年5月15日（金）正午必着

締め切り日正午までに必着とします。また、「10. 問い合わせ先」まで電子メールによる受領確認をお願いいたします。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T推進部 大杉・佐々木 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※封筒に『「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談すること。

## 5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。別添2に従って提案の概要、別添3に従って研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書、実用化・事業化責任者候補職務経歴書、別添4に従って研究開発成果の事業化計画書(Word版+Excel版、以下の同記載では省略)、別添5に従ってNEDO研究開発プロジェクトの実績調査票を作成してください。
- ・提案書本体(別添1～別添5)の提出部数は、15部(正1部、副14部)です。
- ・別添1、別添2、別添4及び別添5については、編集可能な形式にて電子媒体(DVD等)2部も提出してください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務等が積極的に導入されている状況を踏まえ、提案書への法人印・代表者印の押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書も受け付けることとします。ただし、その場合には必ず10. 問い合わせ先に連絡頂き、NEDOが個別に指定した期日までに改めて押印済みの書面をご提出ください。なお、この際に提案内容は変更できません。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、本公募の採択審査においては書面審査及び提案プレゼン動画(提案締切後、2営業日以内に提出頂く予定。提案書類の提出時までに提出する必要はありません)を中心として、必要に応じて質問票への回答、依頼を受けて提出された追加資料等の内容も勘案して、審査を行う予定です(採択審査段階における状況を踏まえ、遠隔会議形式での審査、質疑応答を中心としたプレゼン審査を行う場合があります)。

なお、上記の動画データは電子媒体(DVD等)に入れて、計8部をNEDOまで提出頂きます。提案者側での撮影が困難である場合は、その旨を事前にNEDOに相談すること。

(プレゼン動画のイメージ、仕様等)

※新型コロナウイルスの影響を鑑み、プレゼン動画は音声データのみも可能とします。

- ①一般的なノートパソコン（12インチ程度）の全画面表示で、文字や図などの潰れがなく、読み取ることが出来ること。
- ②ノイズや音割れが少なく、発表者の発音が明確に認識可能な音量が確保されていること。
- ③プレゼン時間は10～15分。撮影は、①、②の条件を満たすものであれば、デジタルカメラやスマートフォンでの撮影で問題ありません（特別な専用機材を用いる必要はありません）。動画ファイルの形式は「.mp4」または「.mov」としてください。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

■企業のみ対象

- ・会社案内又はこれに準ずるもの 2部  
 （※共同提案の場合は各社1部ずつ提出願います。提出先のNEDO部課と過去3年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近3年分の事業報告書 2部  
 （※共同提案の場合は各社1部ずつ提出願います。）
- ・直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 2部  
 （※共同提案の場合は各社2部ずつ提出願います。）

■全提案者対象

- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添6を参照ください。） 2部
- ・NEDOが提示した業務委託契約約款及び特別約款の内容に合意することが提案の要件となります。特別約款については、研究開発計画の内容を担保する形で必要に応じて調整します。また、業務委託契約約款及び研究開発計画の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出して下さい。 3部：正1部、副2部
- ・e-Rad応募内容提案書（※詳細は(4)を参照ください。） 2部
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し 2部
- ・提案書類受理票（詳細は別添7を参照ください。） 1部

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の提案書類、または提出された提案書類に不備がある場合は、受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添7の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せてe-Radへ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

## 6. 秘密の保持

提案書は、本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDO及び経済産業省で厳重に管理します。提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報等は研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。また、事業の実施・評価等のために、実施者に対して提供を求めた情報についても、非公開情報として扱いとします。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

経済産業省商務情報政策局（以下、商務情報政策局）による一次採択審査及びNEDOが設置する採択審査委員会による二次採択審査を行った上で、NEDO内の契約・助成審査委員会において採択を決定します。

一次採択審査と二次採択審査の進め方については、研究開発計画をご参照ください。一次採択審査と二次採択審査の実施に当たっては、必要に応じて商務情報政策局またはNEDOからヒアリングや資料の追加等を複数回お願いする場合があります。また、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。公募の締切から採択決定までの期間は、原則として55日以内とします。

なお、新型コロナウイルスの影響を鑑み、審査方法の変更等を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 一次採択審査の基準（経済産業省）

- i. 研究開発計画への合致性
- ii. 事業化の実現可能性
- iii. 事業化後の継続可能性
- iv. 事業化後の供給安定性
- v. 適切な情報管理体制の確保

#### b. 採択審査の基準（NEDO）

##### i. 事業者の評価

1. 本研究開発を遂行するに十分な能力を有しているか（関連分野の開発等の実績があるか、本研究開発に必要な研究者等を有しているか、再委託先等を含め本研究開発に必要な実施体制が整っているか）。
2. 本研究開発を遂行するに十分な経営基盤が確立しているか（財務体質、経理処理、他）。

3. 複数の実施者が参加する場合、各者が相互補完的に分担する関係を有しているか。
- ii. 技術評価
    1. 提案された研究開発内容が研究開発計画に合致しているか。
    2. 提案された研究開発内容には適切な中間・最終目標が示され、実行可能な計画が示されているか。
    3. 提案された研究開発内容や方法に新規性があり、到達する技術レベルや達成時期等の面で優れているか。
    4. 提案された研究開発内容は、費用規模や研究開発期間にふさわしい、あるいはそれ以上の成果が期待できるものか。
  - iii. 実用化・事業化の評価
    1. 研究開発成果の実用化・事業化が具体的に計画され、実現可能と期待されるか。
    2. 開発される製品・サービスに新規性・成長性・先導性等があり、大きな市場獲得が期待されるか。費用対効果が優れているか。特に海外の市場獲得可能性があるか。
    3. 開発される技術、製品・サービスにより、我が国の国民生活や経済、産業等への波及効果が期待できるか。
    4. 市場での性能・品質・コスト等の競争に勝つための戦略が妥当であり、実践することで世界（国内、海外を含む）における高いシェア獲得が可能か。
  - iv. その他
 

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。
  - v. 総合評価
- c. 契約・助成審査委員会の選考基準（NEDO）
 

次の基準により委託予定先を選考するものとします。

    - i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
      1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
      2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
      3. 開発等の経済性が優れていること。
    - ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
      1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
      2. 当該開発等を行う体制が整っていること。
 

（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
      3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
      4. 経営基盤が確立していること。
      5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。

6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- ①優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ②各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ③競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を提案者へ通知します。

#### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、原則、採択案件の公開時に公開します。

#### c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更、先導研究として採択すること等）を付す場合があります。

### (4) スケジュール

2020年

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 4月15日          | : 公募開始             |
| 5月15日          | : 公募締切             |
| 5月中下旬（予定）      | : 一次採択審査委員会（経済産業省） |
| 5月下旬～6月上旬（予定）  | : 二次採択審査委員会（NEDO）  |
| 6月中旬（予定）       | : 契約・助成審査委員会（NEDO） |
| 6月中下旬（予定）      | : 委託先決定            |
| 6月中下旬～7月上旬（予定） | : 公表               |
| 8月下旬頃（予定）      | : 契約               |

## 8. 留意事項

### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款と、研究開発計画に記載された内容を担保するための特別約款を付した業務委託契約を締結して頂きます。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては、利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

## 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### (2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

なお、再委託を認める場合についても原則として再委託経費は全体の 50%未満とします（提案者が複数の場合は、委託元 1 者に対する再委託費の割合とします。但し、年度毎にこの割合を満たす必要はありません）。また提案書には再委託理由を併せて記載頂きます。

### (3) 研究開発計画の見直しや中止、進捗管理

国内外の情勢変化、日本国政府の予算又は方針の変更、ステージゲート審査の実施等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。また、ステージゲート審査等の委員会での評価に当たっては、研究開発の進捗や成果、情勢変化を踏まえた最新の事業化見通しとこれに向けた取組状況、費用対効果等に係る総合的な評価を行います。

研究開発の進捗把握・管理の詳細については、研究開発計画を確認ください。

### (4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 4）を変更し提出していただきます。

### (5) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

研究開発責任者及び実用化・事業化責任者（注）候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添 3 を御覧ください。

（注）実用化・事業化責任者とは、本提案書の研究開発成果の実用化・事業化に対して責任を負う企業等において組織的に当該業務の責任を担うことができる者であり、かつ、採択となった場合は提案プロジェクトの成果全体の実用化・事業化の責任者となる者とします。採択後の研究成果の実用化・事業化に向けた取組、方針決定等は、当該責任者が主導し、研究開発責任者と一体となって、研究開発実施段階から積極的に実用化・事業化に向けた取組を行っていただきます。

### (6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。詳細は別添 6 を御覧ください。

### (7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 5 を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価、収益状況等の報告

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

また、本事業では、研究開発終了後（委託期間中に研究開発の内容の一部を終了し、その成果を実用化・製品化した場合は当該時点とする。）から5年間、研究開発成果の事業化・製品化に基づく収益状況等について報告頂きます。

(9) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。
- ・NEDOは、開発テーマ又は開発テーマを構成する研究項目ごとに知財委員会を委託先に設置し、知財委員会において、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知財権」）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じて、知財権の実施許諾に関する調整等がなされるよう、助言・指導を行います。

(10) データマネジメント

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添9を御覧ください。

(11) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。<sup>※3</sup>）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。<sup>※4</sup>）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合は直ちに報告するようにしてください。

なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。<sup>※5</sup>）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。<sup>※6</sup>）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事

業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※5. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※6. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添10のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(15) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <https://www.cistec.or.jp/>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

(16) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(17) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

\*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

## 9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症への対応のため、公募説明会は開催しません。

## 10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募締切日の2営業日前までに下記宛にそれぞれ電子メールまたは電話にて受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

なお、公募説明会を開催しないことを踏まえ、公募に関する主要な問い合わせ内容やその回答内容は、問い合わせ者を匿名化して公開する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 公募の内容及び契約に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

I o T推進部 大杉・佐々木 宛

E-mail: [post5G@ml.nedo.go.jp](mailto:post5G@ml.nedo.go.jp)

(2) 研究開発計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省商務情報政策局情報産業課 門田、千田、山瀬

Tel: 03-3501-1511(内線 3981~7)、03-3501-6944(直通)

## 関連資料

研究開発計画（令和2年4月13日）（経済産業省 Website を参照）

2020年度実施方針

提案書の様式

- ・別添1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文
- ・別添2：提案概要
- ・別添3：研究開発責任者候補研究経歴書、主要研究員研究経歴書及び実用化・事業化責任者候補職務経歴書の記入について

- ・別添 4：研究開発成果の事業化計画書（Word 版+Excel 版）
- ・別添 5：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
- 別添 6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- 別添 7：提案書類受理票
- 別添 8：NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針
- 別添 9：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針
- 別添 10：契約に係る情報の公表について
- 参考資料 1：追跡調査・評価の概要